# 特定港湾施設整備特別措置法施行令 （昭和三十四年政令第百八号）

#### 第一条（港湾等の指定）

特定港湾施設整備特別措置法（以下「法」という。）第二条の政令で定める港湾並びにその水域施設、外郭施設及び係留施設で政令で定めるものは、別表のとおりとする。

#### 第二条（利息）

法第五条第一項の政令で定める利息は、特定港湾施設工事に係る同項に規定する負担金の全額について、その財源に充てるため国土交通省令で定める条件で地方債を発行するとした場合における当該地方債の利息とする。

#### 第三条（特別利用料の種類及び料率の基準）

法第五条第一項の特別利用料の種類は、別表に掲げる係留施設について、船積をされるべき貨物の搬入又は陸揚をされた貨物の搬出のための利用に対する料金とする。

##### ２

港湾管理者は、特別利用料の料率を定めるについては、当該係留施設の完成の日の属する会計年度の翌年度の四月一日から起算して国土交通省令で定める期間中に徴収する当該特別利用料の総額が、法第五条第一項に規定する負担金のうち当該工事（当該工事に関連して施行する当該係留施設に附属する泊地の建設又は改良の工事を含む。以下次項において同じ。）に要する費用の額の十分の二（北海道の港湾にあつては、十分の一）に相当する部分（その部分に係る前条に規定する利息を含む。）の額と当該特別利用料の徴収の事務取扱費の額との合算額に見合う額となるようにしなければならない。

##### ３

前項の国土交通省令で定める期間は、別表に掲げる係留施設ごとに、十一年以上十三年以下の範囲内において、当該工事に要する期間を考慮して定めなければならない。

#### 第四条（協議）

国土交通大臣は、第二条又は前条第二項の国土交通省令を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣と協議しなければならない。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

# 附則（昭和三五年四月一日政令第八六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。

# 附則（昭和三六年四月一日政令第九三号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三六年六月一七日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年三月二二日政令第五一号）

この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
ただし、別表第一千葉の項の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三八年三月三〇日政令第七八号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三九年三月二六日政令第三六号）

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四〇年三月三〇日政令第六八号）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四一年三月二九日政令第六〇号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四二年五月三〇日政令第九三号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

# 附則（昭和四三年四月一七日政令第八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年三月三一日政令第四七号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年五月一日政令第一一七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年一〇月二〇日政令第三一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年四月一日政令第一一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年五月一日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年四月一六日政令第八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年七月一七日政令第二〇四号）

##### １

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十八年七月十七日）から施行する。

# 附則（昭和四九年四月二三日政令第一三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年四月一八日政令第一二九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年四月一八日政令第九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年五月二二日政令第一四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年四月三〇日政令第一一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年四月二八日政令第一五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年一一月一七日政令第三二一号）

この政令は、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日（昭和五十七年三月三十一日）から施行する。

# 附則（昭和五七年六月一五日政令第一六七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年五月二九日政令第一六七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

##### １

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日政令第一二四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。